

## 前橋市自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、前橋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営・評価に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発・改善に関する事項
- (5) その他協議会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障害者等及びその家族団体の代表者
- (4) 関係団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (個別会議)

第6条 会長は、必要と認めるときは、協議会に個別会議を置くことができる。

2 個別会議に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期については、第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。